

東京外国語大学次世代日本語教育DXセンター規程

〔 令和5年3月22日
規則第57号 〕

改正 令和5年11月28日規則第98号
令和6年11月26日規則第92号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和2年3月26日規則第27号）第29条第2項に基づき、次世代日本語教育DXセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) オンライン用日本語教材の開発に関する事
- (2) オンラインで行う日本語講座のカリキュラム設計及びその運営に関する事
- (3) 日本語能力テスト開発等に関する事
- (4) その他日本語教育に関する事

2 センターは、前項各号に加え、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2の規定による教育関係共同利用拠点として、日本語教育に関して他の大学の利用に供する。

(組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 部門員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第4条 センター長は、本学教職員のうちから学長が指名するものとし、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期を超えることはできない。

2 センター長は、第2条各号に掲げるセンターの所掌事項を掌理する。

(副センター長)

第5条 副センター長は、センター長が指名した者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名したセンター長の任期を越えることができない。

4 副センター長に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(部門)

第6条 センターに、第2条の事項を遂行するため、次の部門を置く。

- (1) 日本語教育企画・連携部門
 - (2) 日本語教育実践部門
 - (3) 日本語教材作成部門
 - (4) 日本語テスト部門
- (部門長)

第7条 前条各号の部門長はセンター長が指名した者をもって充てる。

- 2 部門長は、前条各号の部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名したセンター長の任期を越えることができない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(部門員)

第8条 部門員は、第6条各号の部門長が指名した者をもって充てる。

- 2 部門員は、部門の業務を遂行する。
- 3 部門員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した部門長の任期を越えることができない。
(運営委員会)

第9条 センターの管理・運営等に関する重要な事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 部門長
 - (4) 社会連携マネジメント・オフィス長
 - (5) 広報・社会連携課長
 - (6) その他センター長が指名する者
- 3 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 議長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の審議内容は、社会連携マネジメント・オフィス長が総合戦略会議に報告するものとする。
(庶務)

第10条 センターに関する庶務は、広報・社会連携課において処理する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会

の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月28日から施行し、令和5年7月31日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、現に従前のオンライン日本語教育センター長である者は、第4条第1項により指名されたものとみなす。